

審査の期間の目標の達成状況（令和2年末）

労働組合法第27条の18の規定に基づき、令和2年から令和4年までの3年間における「審査の期間の目標」を決定（令和元年11月に改定）し、不当労働行為事件の審査の迅速化等を推進しているところであるが、令和2年末における同目標の達成状況は次のとおりである。

目標 中央労働委員会に申立てがあった不当労働行為審査事件については、1年3か月以内のできるだけ短い期間内に終結させることを目標とする（注）。

（注）同一当事者間の事件が相当数係属し申立後直ちには手続を進行させ難いと認められる事件及び平成16年改正労働組合法の施行前から係属する極めて処理が困難な事件（以下「目標注意書事件」という。）については、本目標外とし、それぞれの事情に応じた個別的努力を行うこととする。

令和2年中に係属した事件は、令和元年からの繰越88件に新規申立61件を加え149件であり、終結した事件は、39件であった。この結果、未終結事件110件が次年に繰り越され、うち1年3か月経過した事件は38件であった。また、終結した事件の平均処理日数は435日であった（目標注意書事件を除く）。

イ 係属事件の処理状況（2年1月以降の累計） （件、日）

	係属件数			終結件数			未終結	
	前年繰越	新規申立	係属計	取下・和解	命令・決定	終結計		うち1年3か月経過
件数	88 (67)	61 (73)	149 (140)	23 (29)	16 (23)	39 (52)	110 (88)	38 (19)
平均処理日数	/	/	/	263 (231)	682 (823)	435 (493)	/	/

（注）（）内は、前年実績

ロ 終結事件の処理日数別内訳

1年3か月以内の終結件数は24件、目標の達成率は61.5%であった。

（件）

	取下・和解	命令・決定	終結計
1年以内	20	1	21
1年超～1年3か月以内	0	3	3
1年3か月以内	20	4	24 (②)
1年3か月超	3	12	15
終結計	23	16	39 (①)

$$\left(\begin{array}{c} \textcircled{2} \\ - \\ \textcircled{1} \end{array} \right) = \text{達成率} = \boxed{61.5\%}$$

（参考）

年	係属件数		終結件数			期末係属件数
	前年繰越	新規申立	取下和解	命令決定	終結計	
23	65	89	30	29	59	95
24	95	77	51	41	92	80
25	80	94	41	23	64	110
26	110	60	24	28	52	118
27	118	56	36	40	76	98
28	98	74	46	39	85	87
29	87	62	38	28	66	83
30	83	61	63	14	77	67
元	67	73	29	23	52	88
2	88	61	23	16	39	110

（注）行政執行法人事件（平成27年3月31日以前は特定独立行政法人事件）を含み、目標注意書事件を除いた件数である。